

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第181号）（教育委員会事務局指導部生徒指導課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市野外活動施設京北山国を家の利用料金の上限額の適正化を図ることとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第181号

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を次のように改正する。

| | | | | | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 別表第2備考以外の部分中 | 「 | | 「 | | |
| | | 2,000 | | 2,050 | |
| | | 1,500 | | 1,540 | |
| | | 1,700 | を | 1,740 | に改める。 |
| | | 3,000 | | 3,080 | |
| | 2,000 | | 2,050 | | |
| | 」 | | 」 | | |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る京都市野外活動施設京北山国の家の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)